

第4次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第3期宇都宮市介護保険事業計画 ~概要版~

計画の位置づけ

- 宇都宮市高齢者保健福祉計画は、老人保健法及び老人福祉法に規定された、市町村老人保健福祉計画であるとともに、宇都宮市介護保険事業計画を包含した計画である。
- 宇都宮市介護保険事業計画は、介護保険法に規定された、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画である。

計画の期間

- 第4次高齢者保健福祉計画は、平成18年度(2006年度)から平成22年度(2010年度)までの5年間とする。
- 第3期介護保険事業計画は、平成18年度から平成20年度までの3年間とする。事業の進捗状況や効果などを評価し、平成20年度(2008年度)に見直しを行なう。

現状及び課題

【現行施策の課題】

- 市民一人ひとりが、自らの健康づくりに対する意識の向上が図れるよう、健康づくり活動の支援が必要。
健康づくりの推進
- 高齢者の増加に伴い、趣味の活動等のための場を更に整備することが求められている。
生きがい活動の場の確保
- 高齢者が地域で安心して生活するためには、地域住民、民生委員等及び行政が連携を図り、地域資源の有機的なネットワークを構築する必要がある。また、公共建築物等のバリアフリーについて、計画的・段階的に整備していく必要がある。
安心で快適な生活の確保

【高齢者の現状及びニーズ等】

- 住み慣れた地域における生活の継続、趣味・就労などの生きがい活動への参加意欲など
- 近所付き合いの状況
約33%が「仲の良い人と行き来している」、
約31%が「会えば親しく話をする」と回答
 - 住まいの状況
約86%が「持家・一戸建」と回答
 - 今後で暮らしたい場所
約80%が「現在の場所」と回答
 - 生きがいを感じる事
約37%が「趣味の活動」、
約23%が「仕事」と回答

【社会環境等の変化】

- 高齢者人口の増加(宇都宮市)
- 平成16年 7万4千人 平成22年 9万人 (1万6千人増)
- 認知症高齢者の増加(国)
- 平成17年 約160万人 平成37年 約320万人(倍増)
- 世帯構造の変化(宇都宮市国勢調査データより)
- 高齢者夫婦世帯の増加(平成7年 5千4百世帯 平成12年 7千8百世帯)
 - 高齢者単身世帯の増加(平成7年 5千5百世帯 平成12年 8千世帯)

課題の総括

- 高齢者の健康寿命の延伸、生活習慣病予防及び介護予防のための事業の推進
- 高齢者の主体的な「自己実現」のための、生きがいづくりや社会参画の促進
- 住み慣れた地域社会での安全で安心な生活の継続
- 日常生活が円滑に営める公共建築物等のバリアフリーを中心とした環境整備

施策の方向性及び重点的に取り組む事業

基本理念:「健康で生きがいを持ち自立した生活を送ることができる、活力ある長寿社会」の実現

基本目標1:健康ではつつとした生活の実現

- ・高齢期においても健康を保ち、健やかで充実した生活を送ることができるよう、「一次予防」に重点を置いた対策を推進するとともに、疾病の早期発見・早期治療を図る。
 - ・また、高齢者が寝たきり等の要介護状態に移行したり、要介護状態が更に悪化することのないよう、介護予防事業を推進する。
- 主な事業
- 健康づくり実践活動の推進 (地区組織数:17年度 17か所 22年度 37か所)
 - 基本健康診査の実施 (受診率:17年度 29% 22年度 35%)

基本目標2:生きがいのある生活の実現

- ・高齢者が心身の状態に関わらず、尊厳を持って、生涯にわたり交流の場を広げ、学習・文化・スポーツなどの社会活動に自らの意思で積極的に生きがいを持って参加できる環境を整備する。
- 主な事業
- 高齢者外出支援事業の推進 (専用バスカード利用者数:17年度 6,300人 22年度 7,500人)
 - 高齢者地域活動実践塾設置の促進(設置か所数:17年度 4か所 22年度 25か所)

基本目標3:安心して自立した生活の実現

- ・高齢化の進展等に伴い、高齢者人口に占める要支援・要介護高齢者数が年々増加していることから、介護保険のサービスにおいては、要介護状態等の軽減や悪化防止に効果的な「新予防給付」や身近な地域で地域の特性に応じた多様な柔軟なサービスの提供が可能な「地域密着型サービス」などを創設し、予防重視型システムへの転換を推進する。
 - ・また、近年、認知症高齢者が増加していることから、認知症の早期発見・早期対応の推進や専門的なケア体制整備など、認知症高齢者対策を体系的・総合的に取り組む。
 - ・さらに、近年、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦世帯が増加していることから、地域社会を構成する住民、地域の団体、企業、行政などがそれぞれの責任と役割を担い、協働して高齢者を支えていく体制を促進する。
- 主な事業
- 介護保険事業の推進 (新 地域包括支援センターの設置・運営:市内21箇所)
 - 認知症高齢者対策の推進
 - ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワークシステムの構築(単位自治会に対する組織率:17年度 28% 22年度 100%)

基本目標4:快適で安全安心な生活の実現

- ・高齢者が、住み慣れた地域社会で自立し、安心して日常生活や社会生活が送れるよう、心のバリアフリーの推進や道路及び住居等の生活環境のバリアフリーを一体的に推進する。
- 主な事業
- 道路のバリアフリーの推進 (道路の段差解消か所数:17年度 826か所 22年度 3,440か所)
 - 高齢者にやさしい居住環境の整備補助事業の推進(住宅整備補助事案件数:17年度 56件 22年度 77件)

対応の方向性

計画の特色

- 高齢者が住み慣れた地域社会の中で、健康で生きがいを持ちながら、安心して生活を送ることができるまちの実現を目指し、
- ・身近な地域におけるきめ細かな施策・事業の展開 (介護保険推進上の「日常生活圏域」の設定 など)
 - ・包括的・連続的なケア体制 (地域包括支援センター創設に伴う切れ目のないケア体制)
 - ・認知症対策の推進 (早期発見・早期治療等に向けた総合的・体系的な取り組み)
- を確立する計画とする。

【事業の推進方策】

- 身近な地域での事業展開
保健・福祉サービスにおいては、事業の内容や効果、利用者の特性を考慮し、個々のサービスに相応しい単位(小学校・中学校区単位、まちづくり推進組織単位 など)を設定するとともに、介護保険事業においては、要支援・要介護高齢者が住み慣れた地域で生活継続が可能となるよう、介護保険推進上の「日常生活圏域」を設定し、地域に密着した多様な柔軟な事業を展開していく。
- 市民、関係機関及び市の協働による事業展開
市民、関係機関(ボランティア、NPO、民生委員、社会福祉協議会、まちづくり推進組織 など)及び市が連携を強化し、創設される地域包括支援センターを中心に、高齢者に対し地域ぐるみで多面的な支援を展開していく。

第3期介護保険事業計画期間(平成18年度~20年度)における介護保険料について

第3期介護保険事業計画期間における総事業費56.1億円のうち、第1号被保険者(65歳以上の方)が負担する19%相当分(他の負担割合:国2.5%、県12.5%、市12.5%、40歳から64歳の保険料3.1%)について算出した介護保険料額は下記のとおり。

項目	計画期間等	第2期(A) (平成15~17年度)	第3期(B) (平成18~20年度)	比較増減	
				増減額(C)=(B)-(A)	増減率(D)=(C)/(A)
総事業費		42,003,283千円	56,159,331千円	14,156,048千円	33.7%
保険料基準額(年額)		34,800円	44,700円	9,900円	28.4%
"(月額)		2,900円	3,725円	825円	

なお、第3期の介護保険料の設定にあたっては、保険料額の大幅な引き上げに伴う市民の急激な負担増を抑制し、引上げ幅を緩和するため、介護給付基金の一部を取り崩した。